

# 産後ケア事業について

厚生労働省

## 事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

## 対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、  
 (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

## 事業内容等

○内容: ①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ②母親の心理的ケア  
 ③適切な授乳ができるためのケア(乳房ケア含む。) ④育児の手技についての具体的な指導及び相談  
 ⑤生活の相談、支援  
 ○実施主体: 市町村(事業の全部又は一部の委託可) ※平成30年度は667市町村において実施  
 ○実施担当者: 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

## 宿泊型

○ 事業内容  
 ・ 利用者を宿泊させて実施  
 ・ 利用者: 授乳が困難な状況のまま分娩施設を退院した者など  
 ・ 利用期間: 原則として7日以内 ・ 24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件  
 ○ 実施場所  
 ・ 病院、診療所等の空きベッド活用 ・ 入所施設を有する助産所  
 ・ 上記以外 ⇒ ①旅館業の許可を得る ②市区町村が助産所の基準に準ずるものとして条例を定める

## アウトリーチ型

○ 事業内容  
 ・ 利用者と日時を調整し、実施担当者が居宅を訪問  
 ・ 利用者: 身体的心理的に不安を抱えている者  
 ○ 実施場所  
 ・ 利用者の居宅

## デイサービス型

○ 事業内容  
 ・ 病院、助産所等に来所した利用者(個別・集団)に対して実施  
 ・ 利用者: 大きなトラブルはないが不安の軽減が期待できる者  
 ○ 実施場所  
 ・ 病院、診療所、助産所等の多目的室等  
 ・ 保健センター等の空室等

# 産後ケア事業について ②

## 事業類型別の実施自治体数

○宿泊型を実施している自治体は667自治体中506自治体。

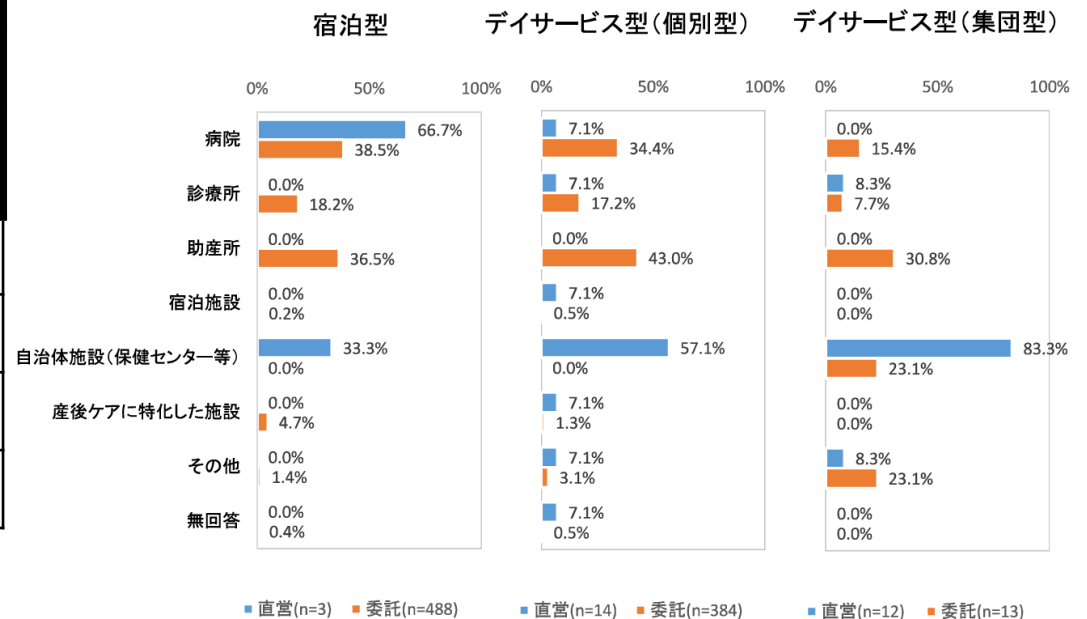
事業実施自治体類型別内訳	自治体数	割合
宿泊型	506	75.9%
宿泊型のみ実施	137	20.5%
宿泊型・デイサービス型	243	36.4%
宿泊型・アウトリーチ型	24	3.6%
宿泊型・デイサービス型 ・アウトリーチ型	102	15.3%
デイサービス型	61	9.1%
アウトリーチ型	74	11.1%
デイサービス型・アウトリーチ型	26	3.9%
計	667	100.0%

※平成30年度変更交付決定ベース

## 事業類型別の実施場所内訳

○平成29年度に実施した委託調査によると、自治体から宿泊型産後ケアの委託を受けている場合の実施場所は以下のとおり。

- ・病院: 38.5%
- ・助産所: 36.5%
- ・診療所: 18.2%
- ・産後ケアに特化した施設: 4.7% (n=488)



出典: 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究授業「産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらを踏まえた将来の在り方に関する調査研究(みずほ情報総研株式会社)」

# 産後ケア事業の経緯

## <平成26年>

- ・モデル事業として開始。

## <平成27年>

- ・本格実施
- ・地方分権改革に関する提案

産後ケアを行う施設に法的位置づけを与え、旅館業法の適用除外とすること及び当該施設が建築基準法に定める用途地域のどこに建築できる建築物かを明確化することについての提案がなされる

(特別区長会、全国市長会、世田谷区、富山市、熊本県)

## <平成28年>

- ・対応方針閣議決定（12月20日）

「産後ケア事業については、調査研究事業における事業内容の明確化、衛生管理の方法等の検討結果を踏まえ、実施に当たっての留意点等を記載したガイドラインを策定し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。また、別途、当該事業と旅館業法等との関係についても、ガイドラインを踏まえ、必要に応じて、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」

## <平成29年>

- ・ガイドライン策定（8月）

旅館業法の適用については、自治体であらかじめ定めた条例等の衛生管理基準に従って実施する場合、適用除外とできる旨を記載。